

〈保健所の取り組み〉

視点 1	正しい知識の普及啓発	基本施策	(1) 啓発活動 ・ 情報提供 (2) 学校における感染症教育
<p>【目的】 市民がエイズ・性感染症についての正しい知識を身につけ、適切な行動ができるよう、普及啓発に取り組む</p>			
<p>1. HIV 検査普及週間、世界エイズデー等に合わせた啓発</p>			
<p>(1) 情報発信</p>			
<p>① 通年実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だよりへの掲載</li> <li>・ インターネット等の活用（仙台市・各区ホームページ、情報提供ウェブサイト「仙台 HIV ネット」、「HIV 検査・相談マップ」、「エイズ予防情報ネット HIV 検査情報サーチ」等）</li> <li>・ 令和5年4月より、仙台市ホームページに「仙台市 HIV（エイズ）・性感染症検査 年間予定表」を作成し掲載開始（参考資料 2-5）</li> </ul>			
<p>② HIV 検査普及週間・世界エイズデー共通で実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより等広報誌・ホームページでの啓発</li> <li>・ インターネットサイト「仙台 HIV ネット」、「HIV 検査・相談マップ」等による検査情報の発信</li> <li>・ MSM 向けアプリケーションイベント検査会告知バナー広告の掲出（10月・11月）</li> <li>・ 区役所でのパネル展示の実施、公用車へのレッドリボン貼付、庁内放送等</li> </ul>			
<p>③ 世界エイズデーのみ実施</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットバナー広告の掲出</li> <li>・ ポスター・チラシの作成・送付</li> </ul>			
<p>(2) 啓発キャンペーン（世界エイズデー）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 仙台駅前におけるキャンペーンイベントの再開検討</li> </ul>			
<p>(3) その他</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民まつり等イベントにおける啓発 等</li> </ul>			
<p>※情報誌 ARIFT（旧ぱど）等の広報誌への掲載、ラジオ放送、交通広告の掲出は必要に応じ実施検討</p>			
<p>2. 学校との連携</p>			
<p>(1) 教育局、子供未来局と連携し、学校への啓発を継続（生徒学生向け及び教員向け）</p>			
<p>(2) 専修学校、各種学校、大学と連携し啓発を継続</p>			
<p>(3) 学校保健懇談会において、養護教諭等に性感染症予防に関する情報を提供（若林）</p>			
<p>3. MSM 対策</p>			
<p>(1) やろっこと市民協働による受検促進事業</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供ウェブサイト「仙台 HIV ネット」での情報発信 （平成 27・28 年度市民協働事業提案制度採択事業で作成）</li> <li>・ MSM 向けアプリケーションへバナー広告の掲出（再掲）</li> </ul>			
<p>(2) コミュニティセンター ZEL との連携による、ゲイ向け商業施設等に配置する MSM 向け検査案内ポスターやちらしへの掲載等</p>			

視点 2	検査体制・相談の充実	基本施策	(1) 検査体制の充実 (2) 相談・カウンセリングの充実
<p>【目的】 感染の早期発見・早期治療のため、市民が安心して受けられる検査相談体制の充実をはかる。</p> <p>1. 検査体制の充実</p> <p>(1) HIV 検査受検促進・性感染症の増加への対策</p> <p>① 区役所検査の一部再開</p> <p>② イベント即日検査の受検定員を 25 名（午後のみ）から 50 名（午前・午後各回 25 名）に変更</p> <p>③ 検査普及週間特例イベント検査の再開（6 月）</p> <p>④ 男性限定イベント検査の実施（10 月）</p> <p>⑤ 世界エイズデー特例イベント検査の実施（12 月）</p> <p>(2) 検査予約の利便性の向上</p> <p>電子申請及び予約専用電話による受付継続</p> <p>2. HIV 担当者の研修受講による最新知識と相談技術の習得</p> <p>3. HIV 担当者向け研修会の実施（HIV 陽性告知に特化した研修を予定）</p> <p>4. 外国人向け英語版各種様式の整備</p> <p>5. 性感染症医療機関検査モデル事業の実施</p>			

視点 3	患者・感染者への支援	基本施策	(1) 必要な医療・福祉サービスの支援 (2) 生活全般にわたる支援
<p>【目的】 患者・感染者が安心して必要な医療と福祉サービスを受けることができるよう、社会全体で支援する。</p> <p>1. 患者支援の継続</p> <p>(1) 検査陽性者の速やかな受診勧奨</p> <p>(2) 障害者支援・高齢者支援の関係各課との情報共有と連携</p> <p>2. 人権啓発活動の継続</p>			

### 〈教育局健康教育課の取り組み〉

視点 1	正しい知識の普及啓発	基本施策	(1) 啓発活動 ・ 情報提供 (2) 学校における感染症教育
<p>(1) 学習指導要領に基づく教科指導の充実</p> <p>(2) 思春期保健の健康教育実施（子供未来局子供保健福祉課と連携し、中学校・高等学校を対象に宮城県助産師会から講師を派遣し、出前講座を開催している。）実施予定校：18校程度</p>			

視点 2	検査体制・相談の充実	基本施策	(1) 検査体制の充実 (2) 相談・カウンセリングの充実
<p>(1) 保健室での健康相談・個別指導</p>			

### 〈こども若者局こども家庭保健課の取り組み〉

視点 1	正しい知識の普及啓発	基本施策	(1) 啓発活動 ・ 情報提供 (2) 学校における感染症教育
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ せんだい妊娠ほっとラインについては、継続して委託・実施（電話は終了）予定である。</li> <li>・ 思春期保健健康教育については、2種類の実施方法で継続して実施予定である。</li> </ul>			